

# 道守九州会議について\*

## About the Michimori Kyushu\*

福本仁志\*\*

By Hitoshi FUKUMOTO \*\*

### 1. はじめに

近年の公共事業や行政への人々の関心の高まりやニーズの多様化に伴い、道路の整備や管理にあたって地域住民やNPOと連携することにより、地域の状況に応じたきめ細やかな対応を行うことが道路行政の課題となっている。

九州では、道路清掃や道路での花・木の育成など道路に関わる様々な取り組みが、民間が主体となっており、それらの取り組みをサポートし情報交換の機会を提供する「道守九州会議」なる組織が形成されている。道守九州会議は、民間の緩やかな連携による“道に根ざした交流・連携活動を展開するネットワーク組織”として、平成16年2月25日に発足した。道に関する様々な取り組みを行う個人、NPO、市民団体等などで構成される民間主体の任意組織で、道路管理者等の行政との連携・協働を基本に活動を進めている。

本論文は、発足から3年が経過した「道守九州会議」を事例とし、道守九州会議への登録者および道守に携わる国土交通省職員を対象としたアンケート結果をもとに、今後の地域住民と行政との連携・協働のあり方について考察するものである。

### 2. 道守九州会議について

#### (1)道守九州会議の全体構成

道守とは、「道」を舞台に、あるいはテーマに様々な活動を行っている人々に対して名付けられたものである。その活動は、ボランティアによる道路清掃や道路空間を利用した花・木の育成のみならず、道路の歴史や文化に関する調査を実施し、あるいは、

道路行政に対して提言を行うもの等も含まれている。そして、それらの活動は総じて「道守活動」と呼ばれている。

「道守九州会議」は、九州で「道」に関する様々な活動を行う人々や団体で構成する民主主体の任意団体で、民と行政との「協働」を基本に活動がなされている。道守九州会議は、個人に限らず、NPO、企業、その他団体等が道守活動の主体として構成され、各々が道路管理者である国や自治体と連携・協働に取り組むとともに、道守九州会議としても、活動の広がりや情報・交流ネットワークの推進に取り組んでいる(図-1)。



図-1 道守九州会議の全体構成イメージ

道守九州の取り組みは、九州全体の「道守活動」をサポートする「道守九州会議」の元に、各県ブロック単位に設立された各県の道守会議（道守福岡会議、道守長崎会議等）が設置されており、各地域毎の活動に対するサポート・情報交換が各県単位でなされている。また、民間と行政の連携を深めるために、行政側の組織として道路管理者である国や地方公共団体で構成される「九州幹線道路協議会」及び「各県幹線道路協議会」の下に、道守分科会・道守部会が設置され、道守会議との緊密な連携のもと、

\*キーワード：道守活動、官民協働、意識調査、行政ニーズ

\*\* 九州地方整備局建政部都市・住宅整備課  
(福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7  
TEL:092-471-6355-6161, FAX:092-471-6397)

民官双方から提案される様々な道に関する施策を相互に検討し連携・協働のもと推進される体制に努めている（図－2）。



図-2 民間・行政の連携の形

(2)道守活動の内容

道守活動の具体的な内容についてみると概ね以下の5つに分類される（表－1）。

表－1 道守活動の分類

- ①環境・美化
- ②花植木育成
- ③点検モニタリング
- ④安全快適道づくり
- ⑤道空間活用

道守九州会議に登録がなされている一般会員の登録数は平成19年4月1日現在で586個人・団体（約3万8百人）となっている。このうち活動報告がなされている111団体の活動内容を分類別に示したものが図－2である。「環境・美化」を行っている個人・団体が一番多く、次いで花植木育成となっている。また、総数が233と団体数の2倍以上であり、一つの団体で複数の項目について活動を行っているケースも多いことが伺える（図－3）。

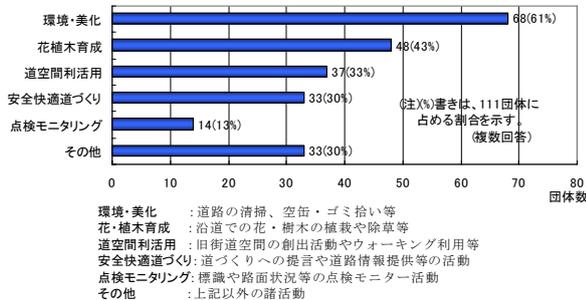


図-3 活動分類別団体数

3. 道守活動への行政等からの支援状況

民間と道路管理者の連携・協働の今後のあるべき

方策を検討するための基礎資料として、活動の現状および行政等から支援の状況を把握することを目的として、九州道守会議に登録されている団体を対象にアンケート調査を実施した。アンケートは、道守活動のうち環境・美化や花植木育成の活動を実施する際の行政等による支援に関する事項を中心に尋ねた。また、行政職員の道守活動に対する意識を把握するため道守活動に携わる国土交通省の担当職員を対象としたアンケート調査を併せて実施した。

(1)「道守」へのアンケート調査

「道守」に対するアンケート調査は、平成19年2月末から3月上旬にかけて郵送回収方式で実施した。道守九州会議に登録されている団体・個人のうち個人及び一般企業等を除く309団体に対してアンケート調査を依頼し、153団体から回答があった（回収率49.5%）。

a)活動支援に関する道路管理者との協定の有無

「道路管理者と協定(ボランティア・サポート・プログラム:VSP等)を締結し支援を受けているか」という問いには、「協定を結び支援を受けている」と回答した人は約3割であった。他から支援を受けている及び受託業務を受けているとの回答も4割程度あり、約7割が何らかの支援を受けていると回答した（図－4）。

「他から支援を受けている」という回答のうち「地方自治体等行政」からの支援が約6割と最も多く、次いで「地元の民間組織」が約2割、企業からの支援は約1割となっている（図－5）。

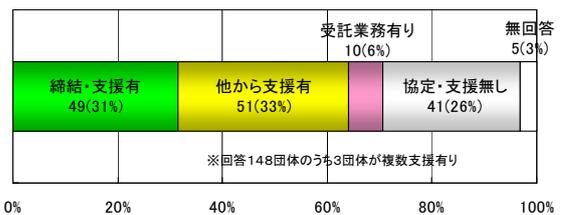


図-4 道路管理者等との協定・支援の有無(回答:151)

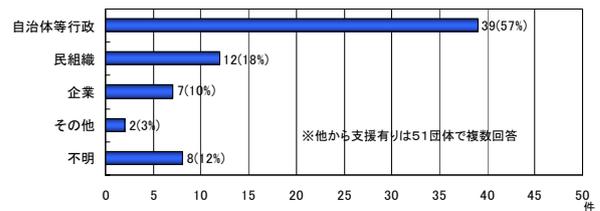


図-5 他機関からの支援(回答:68)

b)活動に必要な資器材支援の有無

「道守活動に必要な資器材」については、道路管理者等から何らかの支援を受けている団体のうち

約8割の団体が資器材について支援を受けているとの回答であった（図-6）。

資器材の支援を受けている場合の支援内容は、「作業用具」や「花や樹木の苗」の提供・貸与が多く約9割近くを占めている。「水」は花や樹木等への散水に必要な水を支援するもので、沿道への給水栓設置をした事例もあった。なお、以前は用具の支援等を受けていたが今は支援を必要としていないという回答も存在した。

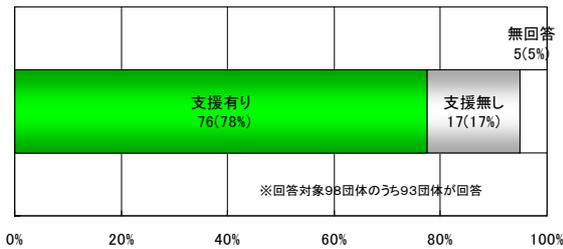


図-6 資器材の支援有無(回答:93)

#### c) 廃物処理支援の有無

民間で道路清掃等を実施した場合、廃物の処理の負担が大きな課題であると考えられる。道守活動の中で発生したゴミ・空き缶などの廃物の処理について訪ねたところ「支援を受けている」が4割で、約5割が「自前で処理している」との回答であった。（図-7）

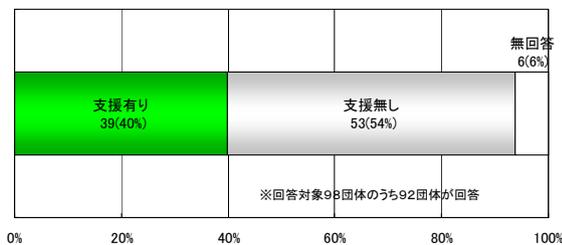


図-7 廃物処理支援の有無(回答:92)

支援を受けている場合の支援内容は、「廃物運搬」の支援が約8割を超えて最も多く、「分別」の支援が約2割となっている。「その他」の支援として、「日曜日、祝休日の処分場の使用」を挙げる団体もあった。

#### d) 活動時の保険支援の有無

道路管理者等から何らかの支援を受けていると回答した団体への「道守活動時の事故等に対する障害保険の扱いはどうなっているか」という問いに対しては、「協定・支援内容に含まれている」が約5割で、「協定・支援に含まれていない」が約4割との回答であった（図-8）。活動している団体全体

のうち、傷害保険について支援を受けているのは3割弱程度ということになる。協定・支援に含まれていない場合においては、活動団体自体が他のボランティア保険や傷害保険に加入しているケースがあると考えられる。

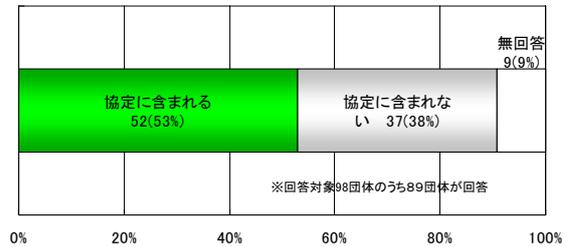


図-8 障害保険支援の有無(回答:89)

#### e) 道守活動事務経費の支援の有無

活動に伴って必要となる事務経費の支援については、「支援有り」が約2割、「活動主体負担」が約7割で、事務経費は発生していないとする「経費不要」が約1割未満となっている（図-9）。

事務経費の支援を受けている場合の支援内容については、「現金支給」が約6割、事務経費として必要となるものを支給する「現物支給」が約2割となっている（図-10）。現金支給は自治会活動の一環として自治体等から支給されている場合が多く、支給額もお茶代程度であることが多い。

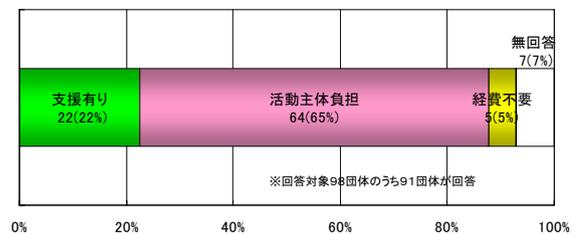


図-9 事務経費支援の有無(回答:91)

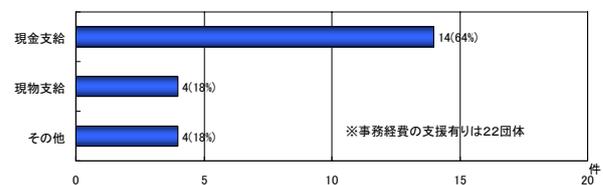


図-10 事務経費支援の内容(回答:22)

#### f) 支援を受けていない団体のニーズ

道路管理者、地方自治体等から支援を受けていない団体は3割程度存在するが、そのうち、約5割は何らかの支援が必要と感じている（図-11）。具体的な支援としては資器材や花苗の提供のほか、PRパンフレットの作成やシンポジウム実行にあたっての支援等が挙げられていた。支援を受けていない団

体の活動項目の分類をみると調査や点検に関する活動を実施している団体の割合が相対的に多く、環境・美化とは別にそのような活動に対する支援方策のニーズが高いことが類推される。

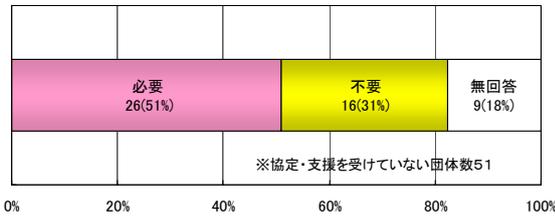


図-11 行政支援の必要性(支援を受けてない団体 回答:34)

## (2)行政担当職員へのアンケート調査

平成19年2月下旬から3月上旬にかけて九州地方整備局の事務所職員等を対象にアンケート調査を実施し、57人から回答が寄せられた。

### a)道守に関する業務への興味

道守活動を業務としてサポートする職員自身の取組み意識については、「興味を持って」前向きに取り組んでいる職員は約2割であり、「やや興味を持って」を含めると6割弱である。残りの約4割の職員が仕事だからやむを得ずやっているという消極的な姿勢であった(図-12)。

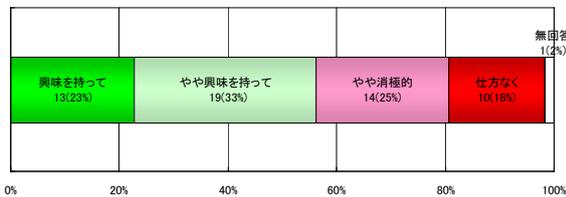


図-12 道守活動業務への意識(回答:56)

### b)道守に関わることによる意識の変化

一方で、道守活動に係わる業務を通じて、「他の業務においても住民(利用者)の立場や視点を意識するようになったか」については、8割近い職員が「何らかの意識の変化があった」と答えており、業務として積極的であるかどうかに関わらず、道守活動に携ることにより行政職員自らに何らかの意識変化があったと考えられる(図-13)。

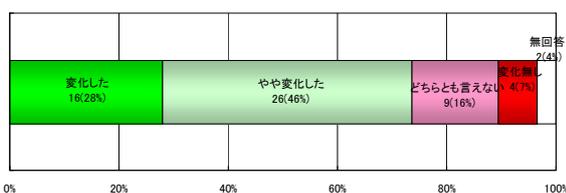


図-13 職員自身の意識の変化(回答:55)

また、道守活動に関わる業務を通じて、「住民の生の声を気軽に聞けるようになった。聞く機会が増えたか。」との問いについては、約7割の職員が向上したと回答しており、道守活動に関する業務に携わることにより住民とのコミュニケーションがより円滑化していることが推測される(図-14)。

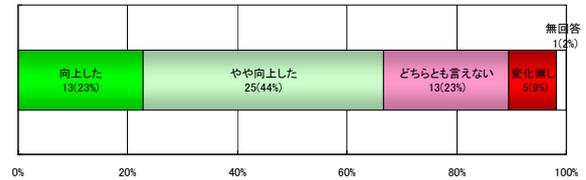


図-14 住民との意思疎通の向上(回答:56)

## 3. 調査結果のとりまとめ

アンケート調査結果から今後の民間と道路管理者の協働・連携のあり方について考察する。

民間の活動団体が、連携し支援を受けている対象としては道路管理者に限られず、地方自治体や企業等もあることがわかった。このことは、道路管理者と地方自治体等で支援できる内容に差異があることも一因と推測できる。そこで、民間と道路管理者、民間と地方自治体という1対1の関係ではなく、民間と地方自治体、道路管理者、企業等の関係者が一体的に連携することによって活動がより高度化することが期待できるのではないかと。

一方で、支援を必要としながら、支援を受けていない団体も相当数あり、今後は、そのような団体に対して、行政側として支援の対象数を増加させると共に、各種支援制度に関する情報提供をしっかりと行っていくことが重要である。また、資器材の提供・貸与などについて、団体毎に必要とする支援が異なる(支援を必要としない団体もある)ため、それぞれのニーズに応じたきめ細やかな支援内容・方法を実施することが必要である。活動団体が望む支援ができるような支援メニューの増加の検討も今後、民間と行政の協働・連携を進める上で重要と考える。

行政職員が道守活動に関する業務に携わることにより、行政職員の道守活動に対する意識に変化があるとともに、住民と接する機会が増え話しやすくなる傾向が得られた。道守活動のような取り組みに道路管理者として積極的に関わることにより、行政職員自身の意識向上につながるとともに、道路行政全般について、住民と道路管理者の円滑なコミュニケーションに資する可能性があると考えられる。